

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（令和1年度）

愛知県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	2	3	1	3	3	0	0	4	7	3
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ 名称	サクラエンゴウドウガイシャ さくらえん合同会社
主たる事務所の所在地	〒 448-0049	愛知 都 道 府 (県) 刈谷市中手町二丁目603番地
	電話番号	0566-93-3463 FAX番号 0566-93-3464
事業所等の名称	ヘルパーステーションこころ	
事業所の所在地	〒 448-0049	愛知 都 道 府 (県) 刈谷市中手町二丁目603番地

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III IV V)	
② 賃金改善実施期間	平成31年4月 ~ 令和2年3月	
③ 令和1年度分福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額	1,392,705 円	
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	1,418,607 円	
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	31,666,532 円	
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	30,247,925 円	
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤ 令和1年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) による算定額から (II) による算定額を差し引いた額)	円	
⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv)	円	
iii) 加算 (I) 算定により賃金改善を行った賃金の総額	円	
iv) 初めて加算 (I) を取得した月の前年度の賃金の総額	円	
⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	常勤には、毎月6800円～8500円を処遇改善手当として支給。 常勤には、賞与として非常勤には、処遇改善手当として7月と12月に支給。 1月には、無事故無違反お祝い金として対象者に5000円支給。 対象職員は、事務員、管理者以外全員	

- ※ 福祉・介護職員処遇改善計画書において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること (任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) 、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点が賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表 (指定県者毎)
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年7月13日

(法人名)

さくらえん合同会社

愛知県

(代表者名)

代表社員 早矢仕綾子

2年7.16

第 号

